

葛飾区災害医療検討部会設置要領

23葛保地第1131号
平成24年3月30日保健所長決裁

(設置)

第1条 葛飾区地域医療連携協議会設置要綱第7条の規定に基づき、災害医療検討部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 部会の所管事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害時医療救護所体制の見直しに関わること。
- (2) 災害時の関係機関の医療体制に関わること。
- (3) その他部会が災害医療の推進体制のため必要があると認める事項。

(委員)

第3条 部会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 葛飾区保健所長(以下「保健所長」という。)
- (3) 葛飾区地域振興部長
- (4) 次に掲げる団体等に属する者の中から推薦された者
 - ア 葛飾区医師会
 - イ 葛飾区歯科医師会
 - ウ 葛飾区薬剤師会
 - エ 東京慈恵会医科大学葛飾医療センター
 - オ 東京都保健医療公社 東部地域病院
 - カ 葛飾区病院管理協議会
 - キ 葛飾赤十字産院
 - ク 葛飾区内の消防署
 - ケ 区民代表
- (5) 前各号に掲げる者のほか、区長が特に必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は葛飾区地域医療連携協議会長が指名する。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

- 4 副部会長は、保健所長とする。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求め、説明、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 部会の庶務は、保健所地域保健課及び地域振興部防災課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

付 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。